

入間市国民健康保険税減免申請書

（旧被扶養者条例減免）

年 月 日

（宛先）入間市長

納税義務者 住 所

氏 名

電話番号

入間市国民健康保険税条例第24条第3項の規定により、国民健康保険税の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

記号番号		納税通知書番号	
年 度	税 額	減免を受けようとする税額	
	円	円	
減免を受けようとする理由 旧被扶養者とは、後期高齢者医療制度の創設に伴い、制度創設時に75歳以上の者又は制度創設後に75歳に到達する者が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、当該被保険者の被扶養者から国民健康保険被保険者（資格取得日に65歳以上の者）となった者を言う。 旧被扶養者は、この申請により次の減免が受けられます。 ① 医療給付分、後期高齢者支援金等分の所得割額の免除 ② 医療給付分の資産割額の免除 ③ 医療給付分、後期高齢者支援金等分の均等割額を半額とする ④ 旧被扶養者1人で構成される世帯に限り、医療給付分の平等割額を半額とする ※①、②については、国保加入中は全て対象となります。 ③、④については、国保資格取得日の属する月から2年を経過する月までの間が対象となります。			

※なお、③・④については、法令に基づく減額賦課による軽減と合わせて半額となるよう、これを減額する。（旧被扶養者の属する世帯が7割および5割の減額賦課に該当する世帯である場合は、適用しない。）